

60 漁業金融対策

【1, 311（425）百万円】

対策のポイント

- 認定漁業者に対する漁船・養殖施設等のための資金や、資材コストの低減等、経営改善のための運転資金について、最大無利子の利子助成を行います。
- 21年度に措置した無担保・無保証人等の漁業緊急保証対策について、期限を22年度まで延長するとともに、保証枠を1,450億円に拡充します。

＜背景／課題＞

一昨年秋以降の世界同時不況や資材高騰・魚価安の影響により、漁業経営が急速に悪化する中で、漁船や養殖設備に対する設備投資が進まず、運転資金などの資金繰りも滞っています。

政策目標

信用保証及び融資への支援により漁業者に対し、約1,000億円の資金融通の円滑化

＜主な内容＞

（「漁業緊急保証対策」については、21年度2次補正予算（案）において追加予算措置）

1. 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

165（0）百万円

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を最大2%まで助成することにより、金利負担の軽減（低利又は無利子）を図ります。

（ 融資枠 60億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等 ）

2. 漁業経営改善緊急対策事業

420（0）百万円

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が、運転資金を借りた場合に、利子助成（低利又は無利子）を行います。

（ 融資枠 50億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 水産庁水産経営課（03-6744-2347（直））
2の事業 水産庁水産経営課（03-6744-2346（直）） ）

漁業金融対策の概要

1 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を最大2%まで助成(低利又は無利子化)。

設備資金

日本公庫・沖縄公庫
信漁連等(近代化資金)

事業実施主体

利子助成

施設資金の低利
又は無利子融資

漁業者等

2 漁業経営改善緊急対策事業

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が運転資金を借りた場合、利子を助成(低利又は無利子化)。

運転資金

事業実施主体

利子助成

漁協、信漁連
民間金融機関

交付金
(保証額の1/15)

漁業信用基金
協会

運転資金の低利
又は無利子融資

保証

漁業者等

3 漁業緊急保証対策

緊急経済対策で行った、漁業信用基金協会及び(独)農林漁業信用基金の代位弁済時の負担の大幅縮減(国が97%負担)、保証料助成について22年度においても実施。

21年度2次補正

22年3月末で期限切れを迎える
現行の対策について

期限を1年間延長
(平成23年3月末まで)
保証枠を
1,450億円規模に拡充

信漁連等
(融資機関)

(独)農林漁業信用基金

保険引受

保険料

漁業信用基金協会

交付金

97%
負担

補助金

債務保証
(代位弁済)

保証料

保証料助成

融資

漁業者等